

事業主のみなさまへ

**学生等震災特別相談窓口等では、  
震災の影響による内定取消しなどの相談を  
実施しています。**

～支援メニュー～

- 震災の影響による内定取消し・入職時期繰下げなどの相談  
採用内定者の雇い入れが困難になってしまった、  
採用はするが、予定していた日の採用が難しく、しばらく家で待機していて欲しいなど
- 被災地の内定者に対する配慮についての相談  
内定者から、交通手段が遮断され会社の指定した入社日に出社出来ない、家族が被災して  
遠距離の内定先への就職が出来なくなったなどの相談をうけたが、どのように対応したら  
よいかなど
- 被災地の内定者と連絡が取れない場合の相談

**新卒者の採用内定取消しや入職時期繰下げを行う場合、  
職業安定法の規定で、所定の様式によりハローワーク及び学  
校への報告が必要です。**

こうした場合は必ず、あらかじめハローワークに相談下さい。

=====**特別相談窓口 設置場所**=====

学生等震災特別相談窓口及び震災特別相談窓口は  
**県内のハローワークおよび  
新潟新卒応援ハローワークに設置しています。**

【所在地はこちら】

<http://www.worknavi.niigata-roudoukyoku.go.jp>

「新潟ワークナビ」で検索



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

# 学生等震災特別相談窓口等にご相談下さい。

## 事業主のみなさまへ

事業主の皆様におかれても震災により、事業活動に甚大な影響が出ているところですが、採用内定を出した学生・生徒等が可能な限り入社できるよう、最大限の御配慮をお願いします。

### ■ 事業の再建で精一杯です。内定者の入社に悩んでいます。

可能な限り予定の期日・条件で入社できるよう、最大限のご配慮をお願いします。入社後に雇用調整助成金(※)の活用も可能です。採用内定取消しは、対象となった学生・生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるものであり重大な問題です。

学生等震災特別相談窓口等で、事業主のみなさまからの相談を受け付けています。上記の対応が難しい場合は、採用内定取消しの前に、入社日の延期や就業場所の変更などもご検討下さい。

**やむを得ず新卒者の採用内定取消しや入職時期繰下げを行う場合は、所定の様式によりハローワーク及び学校への報告が必要となります。**(職業安定法施行規則第35条第2項)。

### ■ 新入社員を入社させましたがやむを得ず休業せざるを得ません。

雇用調整助成金(※)は、**東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合**についても利用することができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしています。学生等震災特別相談窓口等にお問い合わせください。

※ 雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

## 被災地域の学生・生徒等の入社・採用予定のある事業主のみなさまへ

### ■ 被災された地域の学生・生徒が入社します。配慮すべき点がありますか。

被災地の学生・生徒等は、入社予定日に入社することが難しい場合があります。入社予定日を柔軟に取り扱うなど、個別の事情を十分に勘案し、柔軟な対応をお願いします。

### ■ 来春卒業予定の大学生等の採用選考活動で配慮すべき点がありますか。

被災地の学生については、エントリーシートの提出期限を延長するなど、柔軟な対応をお願いします。